

平成9年度中野区登録・指定文化財

平成9年度中野区登録指定文化財は、神社所蔵石造物を対象に、つぎの12件を指定しました。ここに紹介いたします。

鳥居（鷺宮八幡神社）

白鷺 1-31-10

区内に現存する鳥居では最古のものです。石造の鳥居は倒壊しやすいため、都内でも18世紀に遡るものはあまり多くありません。その意味でも宝暦10年（1760）9月に建立され、文化10年（1813）9月に修理・再建されたこの鳥居は貴重なものです。

笠木・鳥木の反り方や柱の傾斜も適宜で、全体的なバランスが優れており、力強く美しい安山岩製の鳥居です。

柱には「願主 横山定兵衛・大野又左衛門」などの文字が刻まれています。



鳥居

狛犬（東中野氷川神社）

東中野 1-11-1

阿形・吽形一対の狛犬で、青緑色の凝灰岩で制作されています。前足に体重をかけて腹這うような形に特徴があります。頭をあげ、胸を張り、前足をそらしています。全体に体高が低いため、尾はあまり高くありません。

彫りはていねいで、体毛の表現も穏やかで筋目は浅いものです。屋内に保存されているため風雨による摩耗も少なく、保存状態は極めて良好です。全体の様式から江戸時代前半の制作によるものと考えられます。



狛犬（阿形）



狛犬（吽形）

燈籠 (沼袋氷川神社)

沼袋1-31-4

右側が享保5年(1720)1月、左側が享保18年(1733)1月に建立されたもので、区内最古の燈籠です。

宝珠・笠・火袋がやや小振りであるのに対して、中台は厚く、竿は太めで中ほどに節をもっています。全体として華やかな装飾を避けた優美なつくりとなっています。様式的には江戸時代中期前半の奉納燈籠の特色を示しています。



燈籠

手洗石 (東中野氷川神社)

東中野1-11-1

安山岩をくりぬいて造られたもので、やや逆台形、荒削りの素朴古様の手洗鉢です。表面には、宝永5年(1708)3月の紀年銘などが刻まれています。区内の神社に現存する奉納石造物では最古のもので、中野における神前奉納の年代を知る上で貴重なものです。



手洗鉢

手洗石 (大和町八幡神社)

大和町2-30-3

宝暦11年(1761)11月に造られたものです。安山岩をくりぬいて造られたもので、逆台形、底部分はアーチ状に彫られています。四面は平滑に仕上げされ、周縁には縁取りが施されています。この形態は19世紀前半に盛行したもので、そのはじまりを考える上にも重要なものです。



手洗鉢

如意輪観音講塔 (打越天神北野神社)

中野5-8-1

講塔とは、信仰でつながった村落内での構成員である講の結成を祝って立てた石造物のことです。この講塔は如意輪観音を信仰する人々の講があったことを示しています。

元禄13年(1700)11月の建立で、講が出現しはじめた初期の頃に属するものです。



如意輪観音講塔

石橋供養塔 (東中野氷川神社)

東中野1-11-1

安永6年(1777)12月に、中野村下宿に住んでいた大戸権兵衛が願主となって氷川神社の氏子達によって石橋が造られたことを記しその安全を祈願した供養塔です。銘文は当時宝仙寺の住職であった法印祐巖の筆によるものです。本来、橋などの建造にあたっては必ず供養が行われるはずですが、その記録はほとんどとって残されていなく、その点で歴史史料として価値の高いものです。



石橋供養塔

力石

- 東中野1-11-1 (5個) (東中野氷川神社)
沼袋1-31-4 (7個) (沼袋氷川神社)
白鷺1-31-10 (13個) (鷺宮八幡神社)
新井4-14-3 (12個) (新井北野神社)
江古田3-13-6 (3個) (江古田氷川神社)

力石は、昔、若者たちが力くらべに用いたものです。力くらべは、通常、正月の神社祭礼の時行われた成人儀礼の一つで、これらの石を肩より上に持ち上げることによって、大人の村落構成員として認められたのでした。そして、持ち上げた石には重さや姓名を彫り込んで神社に奉納しました。

中野でも大正時代頃までは行われていた神事儀礼ですが、現在では中野はおろか、周辺地域でも見られなくなっています。

また、力石も周辺地域でまともに残されている例はほとんどなく、今はなき民俗儀礼を偲ぶ唯一の資料として貴重なものです。



東中野氷川神社



鷺宮八幡神社



新井北野神社